



平成 21 年 6 月 24 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)
代表者名 取締役社長 國保善次
(コード番号 5451 東証・大証 第1部)
問合せ先 経営企画本部 広報課
次長 宮原隆志
(TEL 06-6245-9103)

公正取引委員会からの事前の通知書受領に関するお知らせ

本日、当社は公正取引委員会から「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下独占禁止法という)第49条第5項及び「公正取引委員会の審査に関する規則」第24条第1項の規定による、以下の内容に係る事前の通知書を受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 事前の通知書の受領について

当社は、めっき鋼板及び塗装めっき鋼板の販売価格に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成20年1月24日に公正取引委員会による立入調査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日6月24日に同委員会から溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(塗装品を含む)に関して、店売り取引及び軽量天井地下地材製造業者向けひも付き取引並びに建材製品製造業者向けひも付き取引の各分野において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為が認められるとして、排除措置命令(案)に係る事前の通知書及び36億7,500万円余の納付を命ずる予定がある旨の課徴金納付命令(案)に係る事前の通知書を受領しました。

当社としましては、公正取引委員会からの事前の通知書の内容を精査・確認するとともに、同委員会より内容の説明を受け、今後の対応を慎重に検討してまいります。

お取引先様、株主様ならびに関係各位にはご迷惑、ご心配をおかけいたしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

2. 業績に与える影響について

上記記載のとおり、当社は当該通知書の内容を精査・確認中であり、また今後の対応を検討することになります。したがって、行政処分の内容が確定し、今後、その影響額全体が明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

以上